

### 第3回（仮称）日野市障害者差別解消推進条例策定検討委員会 会議録（要約）

日時：平成30年1月15日（月）午後3～5時

会場：日野市役所5階 505会議室

出席者：高島委員 津島委員 村木委員 佐藤委員 藤田委員 有山委員 浅野委員  
一ノ瀬委員 奥田委員（代理 佐々木氏） 石川委員 山本委員 高橋委員  
重山委員 谷委員 岡田委員 根津委員

欠席者：妹尾委員 堀田委員

#### ●報告事項

##### ○新委員の紹介

前回、前々回欠席委員（奥田委員代理 佐々木氏）の紹介。

##### ○前回の確認

（事務局）

配布した第2回委員会の会議録（要約）案について修正がある場合は2月9日までに事務局に連絡してほしい。

#### ●議題

##### ○障害者差別解消に関する経緯、先進事例について

コンサルが招請した神奈川大学法学部・金子匡良教授から説明。

（委員長）

質疑応答の時間にしたいと思うが、資料1～資料7とかなりの量があったので、どこについて質問をしようかと皆さん迷うかもしれないが、せっかく来ていただいているので率直に疑問に感じたところから質問していただければと思う。

（市民委員）

大変丁寧な説明ありがとうございました。各市町村の条例について説明を受けたが、日野市は未策定なので、遅れているなど改めて実感した。罰則の話が説明の中であったが、この条例に

違反した場合の罰則は具体的にどのようなものなのか。

(金子先生)

・罰則は、二とおりのもので考えられる。一つは、各自治体の条例の中で罰則と明記されているもので、先ほど申し上げた救済委員会の委員が必要な守秘義務に反する行為をしたときに過料等の罰則が定められているもの。

もう一つ、差別を行った者に対する罰則が考えられるが、これまで一つもそのような明確な罰則を設けている自治体はない。実は、千葉県などで条例をつくるときに、罰則をつくらなければ意味がないと、特に当事者の方が強く主張したし、各地の自治体が条例をつくるプロセスの中でも、当事者の方から罰則を設けてほしい、先ほど申し上げたアメリカのADA

(Americans with Disabilities Act of 1990 : 障害を持つアメリカ人法) のようにちゃんと差別を行った側に法的な制裁を加えてほしいという意見は出された。しかし、ここからは私の個人的な意見になるが、今の日本の法体系の中で、この種の条例もしくは法律において差別を行った者もしくは合理的配慮の提供を行わなかった者に対して罰金等の罰則を科すということは無理というか、公的な整合性を取りにくいと思う。

そこで、各地の自治体は事実上の罰則として勧告・公表、つまり勧告までいったのにそれを聞かない者に対してはその事実を広く社会に公表することによって社会的な制裁に期待する、とりわけ事業者は、公表された場合、差別者というレッテルを行政から張られるわけなので、なかなか事業がしづらい場面も出てくるかと思う。そのような形で類似した規定を設けているのが現状である。

(関係団体委員)

他の市の条例を見ると、事業者に対して、国の場合は努力義務、東京都の場合は義務というふうに合理的配慮についての義務の形が違っている。その状況を見ると努力義務となってしまうが、そういう形ということではどうか。

(金子先生)

・合理的配慮の提供については、行政については義務、事業者については努力義務というのが一般的なやり方になっている。障害者差別解消法がこの形を取っていて、法律が制定以降、ほとんどの条例がこのやり方になってきているが、法律ができる前の条例については、合理的配

慮の提供についても事業者に対して義務化している条例もある。ここは判断の分かれ目になってくるのだが、法律とは必ずしも合致しないような厳しい義務を事業者に課すのかどうか。法律上できないわけではない。実際にこの法律ができるときに、衆議院と参議院で附帯決議が行われており、自治体が、我々の業界用語で上乘せ横出し条例と呼ぶが、国の法令を上回るような厳しい義務を課すということについても構わないと認めている。

・先ほど申し上げたが、国が一度あるラインを切ってしまうと、自治体がそれ以上厳しい義務を課すということはなかなか勇気が要るのか思い切りが要ることでもある。そこは日野市さんとしてどう判断されるのか、この検討委員会としてどのように判断されるのかということはひとつ重要な判断のポイントになってくるかと思う。

(産業経済団体委員)

・今の質問にちょっと関連するが、障害者雇用促進法上では合理的配慮の提供義務は、努力義務ではなくて事業主に対して法定義務ということになっている。

・これは今回の日野市の条例策定に関わることだと思うが、この検討委員会が、いわゆる権利条約を初めとした障害者差別解消法に基づいて議論を進めていくのか、あるいは障害者雇用促進法を踏まえた中で、例えば雇用あるいは就労に関する部分については法的義務に障害者雇用促進法ではなっているわけだから、それを含めて議論を深めていくのかということ、はっきりさせたほうがいいのではないかと思う。

(金子先生)

・おっしゃるとおりで、障害者雇用促進法について合理的配慮は事業者に対しても義務になっているが、これは雇用促進法なので、あくまでも従業員に対してのみ義務化されているのであり、顧客、消費者等に対しての義務ではない。障害者雇用促進法では、事業者に対しての義務となっているので、条例の中においても、雇用や就労の場面については既に法律があるということ的前提にももちろんその内容を検討していくべきであると思う。法律があるにもかかわらず条例をつくるわけなので、その条例の中でどのような日野市ならではのの中身にしていくかということは、障害者差別解消法だけではなくて障害者雇用促進法を横に見ながら検討していくということになると思う。

・障害者差別の解消というのは、どこの自治体でも障害者福祉の担当課が担当するが、雇用については行政の中ではまた別の所管になる。情報補償についてはまた別のところ、障害児教育

は教育委員会というふうに、ほとんど全庁分野にまたがっている。どこの自治体でもそこが悩みどころで、いくら障害者福祉の担当課が頑張っても、ほかのところに乗ってこないとなかなか進められないというような苦労話を聞く。そのようなことがあることを検討委員会の委員の方々にご理解いただいて、ぜひ障害者福祉の担当課をバックアップしていただければと思う。

(産業経済団体委員)

・各市のいろいろな条例の差異について資料3でまとめていただき、非常に参考になった。その中で、(3) 合理的配慮についての条文の規定についてだが、以前、私が関わった立川市では、それぞれの分野について、例えば保健・医療あるいは福祉サービスといったような形で、それぞれの分野についての合理的配慮を条文の中で規定をしている。今後のことに関わることだが、第2回の会議から障害者差別解消推進に向けてのアンケートの結果をこの会議の中で検討しているが、その項目立てが、福祉、あるいは健康・医療・衛生、子育てという形でアンケートの結果をいただいているが、今回のアンケートの項目立て自体が、この条例の合理的配慮の条文策定にリンクしているのかどうかということを確認しておきたいと思う。

(事務局)

今回、アンケートの事例をまとめた分野は、日野市障害者差別解消基本方針の4ページにある対象分野から取っている。特に条例をこの分野ごとに分けてくださいという意味ではなく、分野が元々あったので、わかりやすくするために、この分野に基づいて仕分けをしたというものになる。

(産業経済団体委員)

・何かそれを参考にとか、今後は条文の中に、分野ごとに分けて条文の中に盛り込んでいくのかということをちょっと確認しておきたい。

(事務局)

そこは今後、委員の皆さんの中で検討していただくことになると思う。市長が最初の挨拶で申し上げたとおり、日野市も理念条例にするというつもりはないので、分野ごとの検討は進めていただくことになると思うが、その分野をどう分けるかというのは、こちらの会の中で検討していただきたい。

(産業経済団体委員)

・ どのような分野にするかというのは、やはり日野市らしい分野を、ぜひ盛り込んでいただきたいなと思う。

(委員長)

・ 対象分野のことだが、日野市障害者差別解消基本方針をつくった際の経過として私が知っているところを申し上げますと、当初、障害者に関わる分野ごとに分けること自体がそもそもおかしい、どの分野においても、やはり障害者は生活環境があるという前提であれば特に記載する必要はないといった意見もあった中で、ただ、やはり少し対象分野も規定しておかないとイメージもしにくいといった話し合いが行われた。結果として、基本方針の中ではある程度限定した対象分野の項目を立てて、その上で、これに限らないといった形で基本方針を定めさせていただいた。

・ 今後条例をつくっていく際に、今、産業経済団体委員が言われた合理的配慮の規定の中で項目分野をどのあたりにするのか、それから、先ほど金子先生が言われた差別禁止の項目もまた同じように、この委員会の特徴をあらわした項目立てをしてもいいのかなと考えているので、このあたりは委員の皆さんと協議をして、どういった形で表現をしていくかということまで決めていければと考えている。

(関係団体委員)

・ 資料3の中で、大分県別府市の特徴・備考のところでも金子先生が言われた「毎年度、合理的配慮の実施状況の確認・評価を市に義務付け」というこの義務付けについて、とても共感できたので、こういった、つくっただけでおしまいではなくて、その後どれくらい差別解消が進んだのかとか、そういったことがわかるようなことも日野市として取り組んでいけるとよいと思う。

・ 質問だが、その下の「親亡き後等の問題について規定」というところで、こういったことが規定されているのか具体的に教えていただければと思った。特に、私の運営している施設は知的障害の施設で、親亡き後の問題というのは、まさにこれから私たちの支援している方たちに大きく関わってくる。同じく精神障害の方とかがこの問題に大きく関わるのかなと思うので、これを差別解消の条例の中にどういうふうに規定しているか教えていただければと思う。

(金子先生)

- ・具体的な条文を読み上げる。別府市条例の第23条は次のような条文になっている。  
「市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする」ということで、保護する人がいなくなった場合にどうするのか、その部分の施策を取るということになっている。
- ・付け加えると、横に条例を並べたときに、当事者以外の者、特に家族、支援者に対する条文を持っている自治体というのは、今言った条例が唯一の例ぐらいだと思う。オリジナルというかユニークな条例をつくるに当たっては、その家族、支援者に対する何らかの条文をつくるということは、検討の中に入れていただいてよろしいのかなと思う。
- ・もう一つ付け加えると、先ほど、分野をどういうふうに分けていくかという話があったが、一方で、日常生活全般にわたる差別というものもある。例えば差別的言動である。障害者は、様々な差別的発言を受ける。それは分野に限られずあらゆるところで受ける。この差別的言動についても、何らかの形で規定している条例というのは、現在、京都府の条例だけである。これは一研究者としての意見だが、京都府の条例のように差別的言動についても盛り込むと、目につく条例になるのではないかなとは思う。

(市民委員)

資料2番の類型Ⅶ、救済手段の内容に関する分類のところで、研究者の中でも見解が分かれる部分だと言われたところについてもうちょっとお聞きしたい。行政のほうでうまく相談・調整ができているために、その先のあっせん・助言または勧告・公表までいかないようになってるのか、あるいは相談・調整が不十分であつてもうまく運用されていないだけなのか先生はどちらのお考えか。もしうまくいっていない部分があるとお考えの場合は、どういう条文にしたらよいかとか、または手続がすごく煩雑なので敬遠されてしまっているのが理由ではないかとか、何かしら実効性があるものにするためにどうしたら良いのか、もしお考えになっていることがあればお聞かせいただきたいと思った。

(金子先生)

- ・大変難しい質問だが、私は、必ずしも強制的な措置はなくてもいいというふうに考えている。相談・調整でいろいろやっている自治体もあるが、一方で、相談・調整がまるで機能していな

い自治体もある。

・一つのグッドプラクティスとして、ここには載っていないが、北海道の条例を挙げたいと思う。北海道の条例は、北海道は広いので、救済委員会を地域ごとに細かく作っている、市の条例はその必要はないと思うが。そして、その救済委員会のトップにNGOの人、障害当事者団体の方をつけたりしている。そういう人が調整をすることによって、障害者の側も納得できるし、差別者と言われた人もそういう人がうまく立ち回ってくれることによって事案が処理された結果、今まで助言・あっせんに至らずに全ての事案が済んでいる。もちろん全部それで当事者の側が納得しているのかどうか、それは綿密な調査をしたわけではないからわからないが、私は相談・調整でも、それを担う人がしっかりと手配をすれば十分な解決ができるというふうに思っている。しかし、一方で、やはり伝家の宝刀として勧告・公表も残しておくべきだと思う。それは、ある意味では、ここには事業者の方もおられるが、この勧告・公表というのは事業者の方にとっては脅威になる。やはり、これは実際に北海道で調整に当たっている方にお聞きしたが、このままだと勧告・公表まで行きますよと、目途がなかったとしても言うだけで事業者に対してはかなりの武器になるということは言っていた。なので、その勧告・公表のような手続を残しつつ、しかし、地道な相談・調整をしてくれるようなスタッフを市役所庁内外から募ることによって小回りのきく救済をしていく、人の問題が重要と個人的には思っている。

(委員長)

・今回、金子先生にご説明いただいた部分に関して全体を通して、我々が目指す条例をどのあたりに持っていくかという議論も出てきているが、やはり権利条約について改めて皆さんとしっかり情報を共有しておくべきなのかなというふうに思った。権利条約の中ではどういうふうに差別の禁止がうたわれているとか、どういったことが書かれているかということをしかりと皆さんと共有して、医学モデルから社会モデルに変わっている意味、それによって障害を規定するときどういうふうに表現するかということも皆さんと考えていかなければいけないかなと思う。

・明日もうちの団体で、東京都のある施設を使うことになったのだが、障害者手帳を持っている人が障害者で、持っていない人は健常者だというふうに職員さんが言われる。今こうして、こういった委員会を進めていくと、それがどうにも違和感としてしか聞こえなくて、この条例で定める障害って何だろうなというふうに考えていかなければいけないと思う。やはり人によって理解のある方、ない方がいるので、権利を奪われてしまった人が障害であると個人的に考

えるわけだが、そういった部分で社会モデルの捉え方、障害者とは誰かということもまた考えていかなければならないのかなと思う。

・ 勧告・公表の話も出てきたが、これはあくまで相当な悪質な事業者さんに対するものであって、一般的な事業者さんはそんなに恐れる必要はないかなと思う。そのあたりも皆さんに議論していただければと思う。

・ 次回も金子先生には来ていただく予定になっているので、そのあたりも含めて金子先生にまたご説明いただければと思う。

(金子先生)

熱心に聞いていただきまして、ありがとうございます。委員長からの発言にあった権利条約を再確認することだが、権利条約の中で新しい概念がいろいろと出てきているので、そこから話を起こすことも重要なことだと思う。

(事務局)

金子先生には次回の第4回の委員会で質問に答えていただくことが可能なので、何か質問があれば2月9日までに事務局にご連絡いただきたい。

○障害を理由とする差別解消推進に向けてのアンケートより日野市の現状把握（子育て、教育、生涯学習・スポーツ 分野）

事務局から資料8、9について説明。

(委員長)

・ 今回は、特に解決策云々ではないが、前回のように、アンケートから見えるそれぞれ感じた部分を発言していただきたい。その上で、なぜこういったことが起きるのかとか、これからどんなことが必要なのかといったところもあれば、ぜひ発言いただければと思う。それが、差別の禁止規定なり合理的配慮の項目の検討で生かしていけるかと思う。

・ このアンケート、各課の取組方針について、ご意見があればいただきたいと思う。

(市民委員)

スポーツのほうで良かったということだけが一つ出ていたが、去年の夏以降だが、南平体育館



に卓球をしに、知的障害の親子が行った。ところが、なかなか代わっていただけなくて、全然することができなくて帰って来たという例が、私のところに届いている。やはりこれからそういう施設で障害者が1台ぐらいは何時間か貸していただけるとか、何かそういうことをしていただけたらとてもありがたいということを、皆さんに知っていただきたいと思う。

(委員長)

今、南平体育館については、建て替えのためのワーキンググループが行われていて、私や有山委員も参加している。施設の中身、構造とか、その中で行うものといったものも話し合いの中で出てくると思うので、またその中で我々から指摘できればいいのかなと思うし、また事務局からも伝えていただければいいかと思う。

(交通関係事業者委員)

行政としては対応要領を柱として日野市の職員の方々はやっていて、我々については多分、民間事業者ということで対応指針に基づいてやっていくということだと思うが、市の職員の方々は要領に合わせて対応している中で、このアンケートでは、半分以上が悪いという結果が出ている。平成28年4月から障害者差別解消法が施行された中で、過去は置いておいて、直近の一年間の中でもこういうふうな対応が悪かったという、差別を受けたという事例が出ているということか。それについて今後の対策だとかの話は出ているのか。

(事務局)

・日野市では、平成29年3月に職員対応要領を制定した。基本方針と同じ時期につくって、全職員に読んでもらえるような形で公開をしている。併せてわかりやすいハンドブックというものも別に作成したが、そちらはイラスト入りで、職員がぱっと見てわかるようなわかりやすいものということで、それは全職員に1人1冊配布をしたところである。

対応要領をつくった後に、障害福祉課で職員研修も行っていて、全職員に出席してもらっている。

・今回資料に出ている事例というのは、平成29年2月に行ったアンケートのため、この研修やら職員対応要領をつくる前の事例になっている。

(交通関係事業者委員)

条例策定に関して、事業者については、障害者差別解消法では、第26条に、第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処するとある。二重処分されることは当然ないと思うが、条例の検討に当たって付け加えさせていただく。

(委員長)

・先ほどの対応要領の件に関して、これが昨年度3月に一緒につくったということで、このアンケートはもう少し前のものということだと思う。現在、資料として皆さんのお手元にある取組方針をもって各課がこれからそれぞれ対応していくといった形で徐々に変わっていくのかなと思いますので、このあたりについては何かご意見があればいただければと思う。

・それから、交通関係事業者委員のご意見の中で、事業者さんに対する罰則のことだが、これも情報をたくさん共有して、どういった形でシステムをつくっていくかといったこともこれからの課題だろうと思う。

(市職員委員)

・各課の取組方針は、別の様式で作成したものを抜粋したような形なので、ちょっとわかりにくい部分があるかと思うが、子育て課のほうでは、児童手当等の給付事業、子ども医療の助成事業、児童館とか学童クラブ、こういったものを所管している。さらに、青少年の健全育成という中で、中学校地区の育成会とか、あとは各小学校における放課後子ども教室「ひのっち」といったものも所管している。

・アンケートのところで子育て分野が嫌だったこ体験が大半で、良かったことというのが少ないという状況を見て、日常的に窓口での対応とか、児童館、学童クラブでの対応でここまで嫌な思いをされていることがあるのかなという印象は正直あるが、結局そこは私たちの意識と、窓口に来られた方とか、子育てのサービスを利用されている方の意識にずれがあるというところで、真摯に受けとめるべきだ。取組方針の中に取組内容を記載しているが、これを実施していくことで今後なくなるようにやっていかなければいけないなと思っている。

(市民委員)

・子育て分野ということで、私自身も車椅子で生活しながら2歳の息子を育てているが、資料8-1の12番は私が書いた内容である。これは、保育園から車椅子での見学を拒否されたもの

だが、この相談をした際のことを少し詳細に説明する。実際に私が保育園の職員さんから、ちょっと差別的だなというふう感じた対応をされたわけだが、同時に市の担当課のほうにもそういうことを言われたと相談を電話でさせていただいた。担当課の電話対応をいただいた方は、保育園側が、お母さんが車椅子だから駄目ですよと拒否することは絶対にできないし、あってはならないと言っていたので、すごく心強いなと思った。ただ、ちょっとミスマッチが起こっているなと思った。現場の保育園さんにとっては、そんなこと言われたって現場でどうやって対応するんだという思いがあると思う。ここに書いた保育園とは別のところで、「保育室が2階なので、車椅子ではお子さんを連れて来られませんよね。それは何とか考えてもらわないといけない部分ですよ」と言われた際も、市の担当課のほうに相談してくれというふうに園長さんはおっしゃった。私は、「保育士さんにそのときだけ下に降りてきていただくことはできないんですか」というふうに聞いたら、園側としては、「それはできません」と。そのできない理由は、おそらく人力的な問題とか、業務がすごく煩雑であるとか、ほかの保護者の方に対して特別扱いをすることが望ましくないというふうにお考えになっているのか、事情はそれぞれだと思うが、保育園としては、今自分たちはいっぱいいっぱいできない、だから、どうしてもというんだったら行政のほうで何とかしてくれと。行政としては、それは保育園のほうでちゃんとするのがそっちの義務という形なのかもしれないが、利用する側としては、どうしても普段通うのは保育園になる以上、保育園に嫌な印象を持たれてしまうとよくないのではないかと判断せざるを得ないので、トラブルが起きないようにもう諦めたほうがいいのかなど考えてしまう部分があった。その結果として、保育園に行かないという選択を私はしたわけだが、そういうミスマッチが起きたときに誰にもどうしようもできないなというふうに諦めてしまわざるを得ない状況になっていて、友人の車椅子の母親も、やはり保育園には健常者の方を連れて来ないと衛生上、ほかの子に危険がある可能性もあるので駄目と。その意見に対しては、やっぱり一理あると思う。危険ではないのか、汚くないのかと言われれば、難しいなとも思うので。ただ、そういったことが起きたときに相談するところがない。正しくはどうあるべきなのかとか、それ以外の方法を選択肢として出してほしい。できれば、2階に保育室がある保育園は駄目だけど、バリアフリーになっているところもあるから、そこに優先的に入らせてもらうとか、入園選考は点数制になっているわけだが、点数が足りなくても1階のところを配慮してもらえないかと言ったら、「そういったことはできません」ということだった。そういう難しい部分を、条例で、そういう場合はルールを少し曲げても配慮するものだという規定を入れていただくことで、現場の人が本当はやってあげたいけど現状のルールではできない、ほかの

人から文句を言われるかもしれないからみたいなところを、条例がそういったものを決めることで、必要に応じてルールは変えていくのが当たり前というふうになってもらえるとうごくいいのではないかなというふうに思う。

(市職員委員)

・今の保育園の話で、先ほども申し上げたが、子ども部の中に子育て課と保育課と子ども家庭支援センターがあり、保育園の入園の関係は保育課でやっており、おそらくお話しされたのは保育課の担当かと思う。同じ子ども部なので、私がお答えできる範囲でということになるが、まず、事前に見学をしたいということで連絡をいただいているということであれば、特に今、合理的な配慮が言われているわけで、やはりどういうふうにしたら見学に来ていただけるかというところを考えるべきと思うし、それは保育課のほうにも伝えていきたいと思う。

・保育園の入園の決定をいろいろな条件によって入りやすくということについても、私のほうからお答えできないが、ただ、そういったご意見をいただいていることは保育課に伝えたいと思う。

(委員長)

・この場で責任追及をするわけではないので、皆さんと情報を共有しながら、どういうふうに考えていくかということ。今回、委員が言われた、例えば保育士さんが下に来るとほかの親御さんたちに対して特別な配慮を自分だけ受けるような形でというお話もあったが、果たしてそれが本当に特別かといったことも考えておかなければいけないのかなと思う。社会にあるルールがどのあたりを基準につくられているか、それをもう少し多種多様な方がいらっしゃることを前提につくっていれば、そういったことは元々起きないわけで、今あるものが、排除されてしまっている人たちが出ているラインで考えられているといったところに問題があるのかなと思う。なので、そのあたりも含めて皆さんと考えていきたいと思うし、まさに今の意見は、これから合理的配慮をどういったあたりで進めていくか、建設的な対話が行われたときにどういった選択肢が生まれるかといったところが今後の課題だと思う。

(市職員委員)

・アンケートのほうを読ませていただいた。今日、机上綴じ込み資料で文科省の対応指針が出されているが、教育委員会としても、これを踏まえて校長先生であったり、特別支援教育に係

わる教員だったりということ研修だとか合理的配慮のあり方ということについて一緒に考えてきているところである。良かったという事例も少しずつ増えている中で、こういう事例が増えていくようにしっかりやっていかなければいけないと思う。また、子どもであったり保護者であったり、教員はもとよりだが、意識啓発という意味での取組もしていかなければいけないかなと考えている。

- ・前回か前々回もコミュニケーションの話をさせていただいたが、やはりそれぞれの方の状況が違うので、一人一人ときちんと話をしていく中でできることを考えていきたい。

- ・日野市では発達・教育支援センター「エール」というものができて、学校と福祉と一緒になるといふ機運も高まっているところなので、学校が、これはどうなんだろうとなることについて私たちとも一緒に話しながら進めていくことができるように努力していきたいと思う。

(教育関係委員)

- ・学校としては、先ほど教育委員会から話あったように、しっかり教職員の研修を行っていくということと、子どもたちへの指導、保護者も含め意識啓発ということが大事と思っている。

- ・合理的配慮については、よく話し合っ、できるところからやっていくということが必要かなと思っている。

(教育関係委員)

- ・先ほど二人の委員がおっしゃったことは本当に基本線と思う。やはり教育の中で意識を変えていくということが基本だと思う。その前提には、やはりコミュニケーション、前回もちよつとお話ししたが、お互いの意思疎通できる所と、それぞれどこまで折り合いがつけられるかというところを丁寧に行っていくということが現状だ。

- ・特別支援教室もこれからまた始まってくるので、そのあたりも含めて子どもたちが交流を通して意識を高めていく、そのようなことも差別解消につながるものと考えている。

(産業経済団体委員)

各部署の取組の中で、教育支援課さんのほうで「ひのスタンダード」という言葉が出てくる。

「ひのスタンダード」とは何か教えていただきたいということと、その後の文章で、「授業のユニバーサル化」ということが目的だったように拝見したが、通常だと、特別支援教育だと個々の児童・生徒さんに応じた構造化という話は必ず聞くが、「ユニバーサル化」となってい

るところが、どういう意味合いで「ユニバーサル化」という言葉をうたっているのか、教えていただけないか。

(市職員委員)

- ・授業のユニバーサルデザイン化ということについては、これは平成17年、18年あたりから特別支援教育が始まるに当たって、全ての学校でどういうふうな授業をしていったらいいんだろうかということを考える中で出てきたことである。例えば教室の前面にいろいろなものが張ってあると気が散ってしまうとか集中できないということについては、前面には物を張らないというようなこと、それからICTを活用して視覚からものが入ってくるほうが理解しやすいお子さんもいると、そういうようなことをいろいろ研究し、うちの学校ではこういう取組をしたらうまくいった、授業を変えたことによって子どもたちに理解が進んだと、そういうものを「ひのスタンダード」ということでまとめた。それは、毎年毎年新しく異動してきた先生たちにも渡して、全部理解できているかというのはまた別の問題だが、継続してやってきている。
- ・授業のユニバーサルデザイン化というのもその流れの中のことであるが、特別支援学級に限らず通常の学級にも様々なお子さんがいる中で、全ての子どもたちがわかる授業、参加できる授業を目指すということになる。例えば発達障害のあるお子さんにとってわかる授業というのは、そうでない子にとってもわかる授業なんだと、そういうことを目指しているのが、このユニバーサルデザイン化ということでやっているところになる。

(委員長)

- ・そろそろ時間なので、最後にまとめていきたいと思う。今回アンケートの量に対してご意見いただく時間が少なかったのもあり、消化不良的なところもあるが、最後に私からもちょっと気になったことを皆さんに伝えたいと思う。
- ・今回、各課の取組方針を出していただいた。これを上から順に読んでいくと、各課の取組がこの範囲だけでいいのかなという思いも少し出てくる。なので、各課がやはりこの情報を共有して、それぞれがどの部分を担うのかということがしっかりと共有されないといけないかなといったところと、別府市条例のいわゆる評価という部分、このあたりも取組方針をどういうふうに行行政の中で評価し次につなげていくかということも考えていっていただくと、縦割りで割られていた中で不利益をこうむっていた人たちがちゃんとした権利を行使できるのかなというふうにも考える。

・それから、教育の部分に関して、資料8-2裏面にある一番上の21の番号の事例だが、普通学級を勧められた親御さんの思いのような形で読み取れるが、この思いの背景に隠れているものは何かといえば、今の社会では障害を持った子がいじめられてしまうことを恐れているとも読めるかなと思う。なので、こういった部分も教育に関してはどういうふうにしていくか、それからあわせて国際的な権利条約においては、教育についてどういうふうに書かれているのか。誰もが平等に受ける権利があつてといったところを確かうたわれているかと思うが、そのあたりも含めてまた次回、金子先生にもご意見いただければと思う。

・あとは、先ほど出た授業のユニバーサル化、それから、特にまちづくりではバリアフリーとか、今回子育て課の中では「ノーマライゼーション」といった言葉が出てくる。この辺は医学モデルから社会モデルに変革していく中で、障害に特化したところから誰もが、と変わってきている現状がある。その上でユニバーサル教育だと思うが、そのあたりも各課の皆さんがどういった理解の上でこういった言葉を使っているのかといったところも私はちょっと気になるところではあると思っているので、また別の機会を確認ができればと思う。

・今回、皆さんからたくさん意見をいただいたわけだが、これも含めてまた合理的配慮の規定などにつなげられればと思うので、よろしくをお願いします。

## ○その他

次回の委員会日程について事務局から説明。

(事務局)

- ・議題については、今回の金子先生からの説明についての質問を2月9日までに事務局にお送りいただき、それについてのご回答や金子先生からの追加の説明をさせていただく予定である。
- ・その後に、アンケートの事例の続きについて、日野市の現状に関して、次回は労働、まちづくり、情報、防災、選挙、その他の分野を予定している。
- ・あわせて、その際には条例の骨子案についてもお示しする予定である。

(関係団体委員)

・条例の骨子案についてお話があった。2年前に私たち「障害者差別をなくす日野市条例づくりの会」でつくった案があるので、その条例案を持ってきて、骨子案と照らし合わせてやりたいと思うがよいか。

(事務局)

・市のほうで今度示すのはあくまで骨子案で、まだそこまで細かいところまでお示しするものではない。まずは市の骨子案を委員皆さんに見ていただいて検討していきながら、その後に条例づくりの会の案についてもご意見としていただきながら、進めていきたいと思う。

(委員長)

・次回提出するのは、まだ骨組みということで、条例づくりの会の案については提案という形で、その後どうしていくかといったところは今後の検討という形にしたいと思う。